

I P 通信網サービス契約約款 別冊シェアード I P - P B X 【現改比較表】 2025年1月14日現在

～2025年1月13日

2025年1月14日～

<p>目次（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>11 特定電気通信番号</td> <td>当社 <u>又は</u> 共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号</td> </tr> <tr> <td>12～51（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～10（略）	（略）	11 特定電気通信番号	当社 <u>又は</u> 共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号	12～51（略）	（略）	<p>目次（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>11 特定電気通信番号</td> <td>当社、<u>共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者</u> <u>又は</u> <u>共通編別記3(1)に規定するV o I P 協定事業者</u> が付与する電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号</td> </tr> <tr> <td>12～51（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～10（略）	（略）	11 特定電気通信番号	当社、 <u>共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者</u> <u>又は</u> <u>共通編別記3(1)に規定するV o I P 協定事業者</u> が付与する電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号	12～51（略）	（略）
用語	用語の意味																
1～10（略）	（略）																
11 特定電気通信番号	当社 <u>又は</u> 共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号																
12～51（略）	（略）																
用語	用語の意味																
1～10（略）	（略）																
11 特定電気通信番号	当社、 <u>共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者</u> <u>又は</u> <u>共通編別記3(1)に規定するV o I P 協定事業者</u> が付与する電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号																
12～51（略）	（略）																
<p>第3条～第73条の11の2（略）</p>	<p>第3条～第73条の11の2（略）</p> <p><u>（番号ポータビリティに伴う I P 通信網契約の解除等）</u></p> <p><u>第73条の11の3 第6種シェアード I P - P B X 契約者（特定電気通信番号を用いる契約に係る者に限ります。）が当社以外の電気通信事業者への番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条（ I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除）の通知又は特定電気通信番号の廃止の届出があったものとみなし、その第6種シェアード I P - P B X 契約（特定電気通信番号を用いる契約に限ります。）を解除し、又は当該特定電気通信番号を廃止します。</u></p>																

第73条の12～第88条（略）	第73条の12～第88条（略）
別記（略）	別記（略）
料金表	料金表
通則（略）	通則（略）
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）（略）	第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）（略）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））		第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	
1 適用		1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(9) (略)	(略)	(1)～(9) (略)	(略)
		<u>(10) 番号ポータビリティ機能に関する工事費の適用</u>	<u>番号ポータビリティ機能に関する工事について、2（工事費の額）を適用します。ただし、当社所定の書面等に定めがある場合は、この限りではありません。</u>
<u>(10)</u> 工事費の減額適用	(略)	<u>(11)</u> 工事費の減額適用	(略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分				単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-3のタイプ6、カテゴリ-3のタイプ7、カテゴリ-7及びカテゴリ-8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)	(略)
番号ポータビリティ機能に関する工事の場合		カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-3のタイプ6、カテゴリ-3のタイプ7、カテゴリ-7及びカテゴリ-8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)	

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分				単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-3のタイプ6、カテゴリ-3のタイプ7、 <u>カテゴリ-3のタイプ8</u> 、カテゴリ-7及びカテゴリ-8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)	(略)
番号ポータビリティ機能に関する工事の場合		カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-3のタイプ6、カテゴリ-3のタイプ7、 <u>カテゴリ-3のタイプ8</u> 、カテゴリ-7及	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)	

(略)	(略)		(略)
-----	-----	--	-----

	びカテゴリー 8 のもの		
(略)	(略)		(略)

第3表 附帯サービスに関する料金 (略)			第3表 附帯サービスに関する料金 (略)		
料金表 別表1 (略)			料金表 別表1 (略)		
料金表 別表2			料金表 別表2		
	区分	提供条件		区分	提供条件
	1～3 (略)	(略)		1～3 (略)	(略)

<p>4 番号ポータビリティ機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ7及びカテゴリ8（特定電気通信番号を用いる場合に限り、この機能を提供します。）に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、設定を行うIPセントレックス番号（IP電話番号及び特定電気通信番号（共通編別記2に規定する特定協定事業者が付与するものに限り、））及びIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。</p>	<p>4 番号ポータビリティ機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、電気通信事業法第50条（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）第2項に規定する番号ポータビリティ（当社との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者に係る場合であって、当社への番号ポータビリティに係る場合に限り、）を利用することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ3のタイプ8、カテゴリ7及びカテゴリ8（特定電気通信番号を用いる場合に限り、この機能を提供します。）に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、番号ポータビリティを申込む特定電気通信番号等をあらかじめ通知していただきます。また、この機能の利用にあたり必要な事項を番号ポータビリティに係る当該協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。</p>
--	--	---	---

	<p>(3)当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。）又はカテゴリ7に係る者に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7又はカテゴリ8に係る者に限ります。）が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p>			<p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。）又はカテゴリ7に係る者に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ3のタイプ8又はカテゴリ8に係る者に限ります。）が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p>	
	(4) (略)			(4) (略)	
5～6 (略)	(略)			5～6 (略)	(略)

7 特定番号通知機能 (略)	(1) 当社は、 IP電話 番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ4に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2)~(6) (略)	7 特定番号通知機能 (略)	(1) 当社は、 IPセントレックス 番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ4に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。 (2)~(6) (略)
8~18 (略)	(略)	8~18 (略)	(略)